

名古屋産業大学 学則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 本学は、名古屋産業大学と称し、教育基本法及び学校教育法にのっとり誠実にして創造性に富み、専門的能力を身につけた、産業社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については別に定める。

第2章 学部及び学科、収容定員、大学院

（学部及び学科）

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

現代ビジネス学部 現代ビジネス学科
経営専門職学科

第3条の2 前条の学部及び学科における教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

（現代ビジネス学部）

（1）ビジネスの基礎知識を習得し、環境、情報、ビジネスに関する専門知識を活かして、産業・経済の発展に寄与することができる人材を育成する。

（2）広範多岐にわたる産業社会の変化に即応できるコミュニケーション能力を培い、異文化への理解を深め、国際的視野で活躍できる人材を育成する。

（3）進展する高度情報社会にあって、情報処理・管理を駆使した、問題解決能力を備えた人材を育成する。

（現代ビジネス学科）

（1）教養と専門知識を基盤とした現代ビジネスに対する幅広い視野と理解力を身につけた人材を育成する。

（2）現代ビジネスを推進するための社会人基礎力（前に踏み出す力・考え抜く力・チームで働く力）を備えた人材を育成する。

（3）現代ビジネスに対し創造的にアプローチできる専門能力を備えた人材を育成する。

（4）豊かな人間性と個性に基づいた社会貢献力を備えた人材を育成する。

（経営専門職学科）

(1) 社会人としての一般的、汎用的能力やキャリア形成力を習得し、社会の変化に柔軟に対応できるキャリア・オーナーシップを身に付けた人材を養成する。

(2) 技術革新、情報技術の進展に対応し、デジタルデータの知識・技能を備え高度な実践力を身に付けた人材を養成する。

(3) 地域社会や企業経営の中で、事業に関する高度な専門知識と豊かな創造力を有し、事業の価値創造に貢献できる人材を養成する。

(収容定員)

第4条 収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収容定員
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	150人 (春学期140人 秋学期10人) (三年次 編入学5人)	610人
	経営専門職学科	40人	160人
合 計		190人 (三年次 編入学5人)	770人

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第3章 事務局、図書館、教育研究センター及び情報センター

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

(図書館、教育研究センター及び情報センター)

第7条 本学に図書館、教育研究センター及び情報センターを置く。

2 図書館、教育研究センター及び情報センターに関する事項は、別に定める。

第4章 教職員組織

(教職員)

第8条 本学に、次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他の職員

- 2 前項に定めるもののほか副学長を置くことができる。
- 3 前二項に定める教員の任用等に関しては、別に定める。

(学部長)

第9条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

(館長及びセンター長)

第10条 図書館に図書館長を置く。

- 2 教育研究センター、及び情報センターにそれぞれセンター長を置くことができる。

第5章 大学評議会及び教授会

(大学評議会)

第11条 本学に大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学部選出に基づく教授二名
- (5) 第5条の規定により置かれた名古屋産業大学大学院（以下大学院という。）の研究科長
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が必要に応じ認めたる者

- 3 評議員は、学長の申し出に基づいて学校法人菊武学園理事長が任命する。

3の2 第二項(4)の評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 大学評議会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 学則及び重要な学内規程の制定及び改廃に関する事。
- (2) 学部、学科、大学院の研究科その他重要な施設の設置及び廃止に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事。
- (5) 収容定員に関する事。
- (6) 学部、大学院その他の機関の連絡調整に関する事。
- (7) 大学全般の運営に関する重要な事項に関する事。
- (8) 大学予算概算の方針及び原案に関する事。
- (9) その他学長の諮問する事項に関する事。

(教授会)

第12条 本学の学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長および学部所属の教授をもって組織する。
- 3 教授会には、准教授、常勤の講師及び助教を加えることができる。
- 4 教授会は、学部に係る次の事項を審議し、学長に意見を述べることができる。
 - (1) 教育課程及び履修方法に関すること。
 - (2) 学生の入学、留学、休学、復学、退学、転学及び除籍に関すること。
 - (3) 学生の試験及び卒業に関すること。
 - (4) 学生の厚生補導及び賞罰に関すること。
 - (5) 教員の人事及び非常勤講師委嘱に関すること。
 - (6) その他学部の教学に関すること。

(委任)

第13条 大学評議会及び教授会に関し、必要な事項は、学長が定める。

第6章 学年・学期、休業日、修業年限及び在学期間

(学年)

第14条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を分けて、次の二学期とする。

- (1) 春学期 4月1日から9月15日まで
- (2) 秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 次に掲げる日は、授業を行わない日(以下「休業日」という。)とする。

ただし、学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 学園の創立記念日 11月16日
 - (4) 春季休業 3月21日から3月31日まで
 - (5) 夏季休業 8月13日から9月15日まで
 - (6) 冬季休業 12月23日から翌年1月6日まで
- 2 学長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる休業日以外の日に、臨時に授業を行わないことができる。

(修業年限)

第17条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第18条 在学期間は、8年を超えることができない。

第7章 入学、留学、休学、復学、転学、退学及び除籍、編入学等

(入学時期)

第19条 入学の期日は、学年の始めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、学期の始めに、入学させることができる。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

2 前項第(8)号の規定による認定に関し必要な事項は、学長が定める。

(入学願)

第21条 本学に入学しようとする者は、指定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に指定する書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。

(入学者の選考)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに指定の書類を提出するとともに、所定の入学料及びその他の費用を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第24条 学長は、正当な理由がなくて、前条に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(留学)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該外国の大学又は短期大学の授業科目の履修をするため留学することを認めることができる。

2 学生は、前項の規定により外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、留学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前二項の規定による留学の期間は、在学期間に算入する。

4 修得した単位については、第46条第3項の規定を準用する。

(休学)

第26条 学生は、疾病その他の理由により3ヶ月以上修学することができないときは、保証人連署のうえ休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由のため修学が不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を越えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学期間には算入しない。

(復学)

第28条 学生は、休学期間満了のとき、又は休学期間中でもその理由が消滅したときは、復学願を学長に提出し、その許可を得て復学することができる。

2 病気がなおったことを理由とする復学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第 29 条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、保証人連署のうえ転学願を学長に提出しその許可を受けなければならない。

(退学)

第 30 条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、保証人連署のうえ退学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第 31 条 学長は、次の各号いずれかに該当する学生に対して、除籍をすることができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないもの
- (2) 学業を怠り、成業の見込みのない者
- (3) 8 年の在学期間を越えた者
- (4) 第 27 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第 32 条 次の各号に掲げる者は、同一学部同一学科に再入学しようとするときは、再入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を得なければならない。

- (1) 第 30 条の規定により退学した者
 - (2) 前条第(1)号の規定により除籍された者で、除籍の日から 1 年以内に未納の授業料を納入した者
 - (3) 前条第(4)号の規定により除籍された者
- 2 前項の許可は、教授会の選考を経て行う。
 - 3 再入学の出願は、退学又は除籍の日から 2 年以内に限り、提出することができる。

(転入学)

第 33 条 他の大学から本学に転入学しようとする者は、転入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、教授会の選考を経て行う。

(編入学)

第 34 条 本学に編入学をしようとする者に対しては、前条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

(転学科)

第 3 5 条 本学の学生で、同一学部の他の学科に、転学科をしようとするものは、転学科願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、教授会の選考を経て行う。
- 3 転学科に関する事項は、別に定める。

(既に修得した授業科目の取り扱い)

第 3 6 条 再入学、転入学、編入学又は転学科を許可された者の既に修得した授業科目、単位数、修業年限並びに在学年数については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定等)

第 3 7 条 大学若しくは短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下この項において同じ。) を卒業し、若しくは中途退学した者又は大学若しくは短期大学において科目等履修生であつた者が新たに本学の第 1 年次に入学した場合におけるその者の既に修得した授業科目の単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定めるところによる学修を行った者が新たに本学の第 1 年次に入学した場合における当該学修については、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなして、単位を与えることができる。
- 3 経営専門職学科においては、入学前の企業等での実務経験を勘案し、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして包括的に単位認定することができる。
- 4 前三項の単位認定は、基礎教育科目の単位として合計 3 0 単位を限度としてこれを行う。

(休学中の外国の大学等において履修した授業科目の取り扱い)

第 3 8 条 学生が休学中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目においては、教育上有益と認めるときは本学の授業科目を履修したものとして単位の修得を認定することができる。

- 2 前項の規定による単位の認定は、合計 3 0 単位を限度としてこれを行う。

(準用規定)

第 3 9 条 第 2 3 条(入学手続き) 及び第 2 4 条(入学の取り消し) の規定は、再入学、転入学及び編入学について準用する。

第 8 章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目の区分)

第 4 0 条 授業科目は、次のように区分する。

現代ビジネス学科

- (1) 教養教育科目
- (2) 専門基礎教育科目
- (3) ゼミナール
- (4) 専門教育科目
- (5) キャリア教育科目
 - ・ 関連科目
 - ・ 教職に関する科目

経営専門職学科

- (1) 一般・基礎科目
- (2) 職業専門科目
- (3) 展開科目
- (4) 総合科目

- 2 学科の授業科目及び単位数及び履修方法は、別表1（現代ビジネス学科）及び別表2（経営専門職学科）の通りとする。

（教職に関する科目及び教職免許状）

第41条 教員の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に定めるところにより、教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目を履修しなければならない。

- 2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	中学校教諭 一種免許状	社 会
	・教職公民科コース	高等学校教諭 一種免許状	公 民
	・教職情報科コース	高等学校教諭 一種免許状	情 報
	・教職商業科コース	高等学校教諭 一種免許状	商 業

- 3 教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

（履修の届出）

第42条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学部長に届

け出て、その承認を得なければならない。

- 2 学生が一年間に履修することができる卒業単位(卒業の要件として本学の定める学生が履修すべき単位をいう。以下同じ。)の合計は、別に定める上限以内としなければならない。
- 3 別に定める単位を優れた成績をもって修得した学生その他教授会が特に認められた者については、前項に定める上限を超えて履修することができる。

(単位計算方法)

第43条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

(単位の授与)

第44条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に、指定の単位を与える。

(所属学科以外の授業科目の履修)

第45条 学生は、他の学科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の場合において、他の学科の授業科目を履修しようとするときは、学部長に届けて出て、その承認を得なければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第46条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、短期大学若しくは高等専門学校との協議に基づき学生が当該短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修を行うこと、又は大学設置基準第二十九条第一項の規定により大学が単位を与えることのできる学修(平成三年文部省告示第六十八号)第八号若しくは第九号に規定する学修を行うことを認めることができる。
- 3 前二項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議に基づき30単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。
- 4 学生は、第1項の規定により他の大学若しくは短期大学の授業科目を履修しようとするとき又は前項の規定により短期大学若しくは高等専門学校の専攻科

における学修を行おうとするときは、他大学等授業科目履修願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(成績)

第47条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・Dの5種の評価をもって表わし、S・A・B・Cを合格とする。

2 欠席過多による失格者の成績評価はF、未受験は/とする。

第9章 卒業及び学位

(卒業)

第48条 本学に4年以上在学し、別表1(現代ビジネス学科)および別表2(経営専門職学科)に定める所定の授業科目を履修し、及びその単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第49条 学長は、卒業を認定した者に対して、次の学士の学位を授与する。

学部	学科	学位の名称
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	学士(現代ビジネス)
	経営専門職学科	学士(経営専門職)

2 学位に関する事項は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第50条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第51条 学長は、学則その他の諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった学生に対して教授会の議を経て、懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒の種類は、除籍、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の除籍及び退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第52条 本学において特別の専門事項について研究しようとする者があるときは、学長は、学部の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の選考を経て、研究生

として入学を許可することができる。

- 2 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生として入学しようとする者は、入学検定料及び願書に研究事項と期間を記載し、履歴書を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。
- 4 研究期間は、1年とする。ただし、特別な理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 5 研究生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。
- 6 研究生として入学を許可された者が、前項に定める入学料等を納付しないときは、学長は、入学の許可を取り消すことができる。
- 7 研究生については、本条および別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(科目等履修生)

第53条 本学において一又は複数の授業科目を履修して単位を修得しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生として入学しようとする者は、願書に授業科目及び期間を掲載し、履歴書その他学長が必要と認める書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。
- 3 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。
- 4 科目等履修生については、本条および別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(聴講生)

第54条 本学において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生に関する事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第55条 学長は、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。)との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者を、教授会の選考を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の特別聴講学生の入学検定料、入学料及び授業料については、他の大学又

は短期大学との間の協定により、納入を要しないものと認められる者については、不徴収とする。

- 3 特別聴講学生については、本条および別に定めるもののほか、本学科目等履修生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第56条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生として入学しようとする者は、外国人留学生入学願書、履歴書その他学長が必要と認める書類を学長に提出しなければならない。
- 3 外国人留学生は本学所定の入学検定料、入学料、授業料及び教育充実費を納付しなければならない。
- 4 外国人留学生に対しては、第40条に掲げる授業科目のほか、教育的配慮で日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
- 5 外国人留学生については、本条および別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

第12章 入学検定料、入学料、授業料等

(入学検定料、入学料、授業料及び教育充実費)

第57条 入学検定料、入学料、授業料及び教育充実費の額は、次のとおりとする。

入学検定料	35,000円
入学料	300,000円
授業料	年額 650,000円
教育充実費	年額 350,000円

(授業料等の納入)

第58条 授業料等は、別に指定する期日までに納入しなければならない。

(再入学の場合の授業料等)

第59条 学期の中途において再入学した者は、再入学した月から当該期末までの授業料等を再入学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第60条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納入しなければならない。

(退学及び除籍の場合の授業料等)

第61条 学期の途中で退学しようとする者又は除籍された者は、退学又は除籍の日の属する学期までの授業料等を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第62条 休学期間における授業料、在籍料等については、別に定める。

(入学料及び授業料の免除及び徴収の猶予)

第63条 学長は、別に定めがあるほか、特別の事情があると認める者又は特に必要と認める者がある場合は、入学料及び授業料等の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 入学料及び授業料等の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

(研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生の検定料、教職課程料等)

第64条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生の検定料、入学料、授業料等その他の費用については別に定める。

(入学検定料等の還付)

第65条 納入された入学検定料、入学料及び授業料等その他の費用は、別に定める場合を除き、還付しない。

第13章 公開講座

(公開講座)

第66条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第14章 受託研究及び共同研究

(受託研究)

第67条 本学は、学術研究の進展に寄与するため、受託研究を行うことができる。

2 受託研究に関する事項は、別に定める。

(共同研究)

第68条 本学は、学術研究の進展に寄与するため、企業等外部の機関と共同研究を行うことができる。

2 企業等外部の機関から派遣され、本学において共同研究に従事しようとする者があるときは、学長は、共同研究員として研究の許可をすることができる。

3 前各項に定めるもののほか、共同研究に関する事項は、別に定める。

第15章 経営専門職教育課程連携協議会

(経営専門職教育課程連携協議会)

第69条 産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し円滑かつ効果的に実施するため、名古屋産業大学現代ビジネス学部に「経営専門職教育課程連携協議会」を置く。

2 経営専門職教育課程連携協議会に関する事項は、別に定める。

第16章 補則

(補則)

第70条 この学則を実施するため必要な事項は、学長が定める。

附則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この学則第3条第2項の規定にかかわらず、年度別の収容定員は次のとおり読み替えるものとする。

学部	学科	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
環境情報 ビジネス学部	環境情報 ビジネス学科	190人	380人	590人	800人
合計		190人	380人	590人	800人

附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

但し、第21条の教育職員免許状に関しては、平成12年度入学生から適用する。

附則 この学則は、平成13年9月16日から施行する。

附則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則第3条第2項の規定にかかわらず、年度別の収容定員は次のとおり読み替えるものとする。

学部	学科	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
環境情報 ビジネス学部	環境情報 ビジネス学科	800人	800人	800人	800人
	人間環境 マネジメント学科	100人	200人	300人	400人
合計		900人	1000人	1100人	1200人

附則 この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 20 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の各規定にかかわらず、なお従前の例による。
また、平成 20 年度以降の再入学、転入学又は編入学をした者(以下「編入学者等」という。)に係る授業料等の額は、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 3 改正後の学則(以下「新学則」という。)別表第 1 及び 2 の規定は、平成 20 年度以降の入学者(編入学者等を除く。)から適用し、平成 20 年 3 月 31 日における在学者については、なお従前の例による。
- 4 平成 20 年度以降の編入学者等については、新学則別表第 1 及び 2 の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則第 4 条の規定にかかわらず、各年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
環境情報 ビジネス 学部	環境情報ビジネス学科	830 人	860 人	890 人	920 人
	人間環境マネジメント学科	300 人	200 人	100 人	0 人
計		1130 人	1060 人	990 人	920 人

(経過措置)

- 3 改正後の学則(以下「新学則」という。)別表 1 の規定は、平成 21 年度以降の入学者(編入学者を除く。)から適用し、平成 21 年 3 月 31 日における在学者については、なお従前の例による。
- 4 平成 21 年度以降の編入学者等については、新学則別表第 1 の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
但し、別表 1 の規定は、平成 22 年度以降の入学者(編入学者を除く。)から適用し、平成 22 年 3 月 31 日における在学者については、従前の例による。

附則

- 1 改正後の学則(以下「新学則」という。)別表 1 の規定は、平成 24 年度以降の入学者(編入学者等を除く。)から適用し、平成 24 年 3 月 31 日における在学者については、なお従前の例による。
- 2 平成 24 年度以降の編入学者等については、新学則別表 1 の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則第 4 条の規定にかかわらず、各年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
環境情報 ビジネス 学部	環境情報 ビジネス 学科	890 人	860 人	830 人	800 人

附則

1 . 改定後の学則(以下「新学則」という。)及び別表 1 の規定は、平成 26 年度以降の入学者(編入学等を除く。)から適用し、平成 26 年 3 月 31 日における在学者については、なお従前の例による。

2 . 平成 26 年度以降の編入学者等については、新学則別表 1 の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

1 . 改定後の学則(以下「新学則」という。)及び別表 1 の規定は、平成 27 年度以降の入学者(編入学等を除く。)から適用し、平成 27 年 3 月 31 日における在学者については、なお従前の例による。

2 . 平成 27 年度以降の編入学者等については、新学則別表 1 の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

1 . この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 . 改正後の学則(以下「新学則」という。)第 3 条(学部及び学科) 第 4 条(収容定員) 第 40 条(授業科目の区分) 第 41 条(教職に関する科目及び教職免許状) 第 48 条(卒業)に規定する学部、学科の名称については、平成 29 年度入学者及び在学者から適用する。

3 . 新学則別表 1 の規定は、平成 29 年度以降の入学者(編入学等を除く。)から適用し、平成 29 年 3 月 31 日における在学者については、なお従前の例による。

4 . 平成 29 年度以降の編入学者等については、新学則別表 1 の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

5 . この学則第 4 条の規定にかかわらず、各年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成 29 年度	平成 30 年度
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	785 人	770 人

附則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2. この学則第4条の規定にかかわらず、各年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	730人	690人	650人	610人
	経営専門職学科	40人	80人	120人	160人

別表 1 現代ビジネス学科 授業科目一覧
教養教育科目

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			卒業要件
			必修	選択	選択必修	
人文科学	道徳と宗教	1		2		2 単位以上
	心理学	1		2		
	日本史	1		2		
	地理学	1		2		
	文学	1		2		
	倫理学	1		2		
	外国史	1		2		
社会科学	経済学	1		2		2 単位以上
	日本国憲法	1		2		
	社会学	1		2		
	文化人類学	1		2		
	政治学	1		2		
	地理情報学	1		2		
自然科学	地球化学	1		2		2 単位以上
	物理学	1		2		
	生物学	1		2		
	数学	1		2		
	統計学	1		2		
	化学	1		2		
	フィールドワークの技法	1		2		
保健体育	健康とスポーツ I	1		1		
	健康とスポーツ II	1		1		
	健康と運動の科学	1		2		
コミュニケーション	イングリッシュコミュニケーション I	1	2			必修 4 単位を 含む 12 単位以上
	イングリッシュコミュニケーション II	1	2			
	中国語会話 I	1		1		
	中国語会話 II	1		1		
	基礎日本語 I	1		1		
	基礎日本語 II	1		1		
	オーラルイングリッシュ I	1		1		
	オーラルイングリッシュ II	1		1		
	基礎英文法 I	1		1		
	基礎英文法 II	1		1		
	多形態コミュニケーション	1		2		
	TOEIC I	2		1		
	TOEIC II	2		1		
	中国語会話 III	2		1		
	中国語会話 IV	2		1		
	基礎日本語 III	2		1		
	基礎日本語 IV	2		1		
	ビジネス英語 I	3		1		
	ビジネス英語 II	3		1		
	情報リテラシー I(文書情報)	1		2		
	情報リテラシー II(数値情報)	1		2		
	プレゼンテーション技法	1		2		
	異文化コミュニケーション	1		2		
福祉と環境	1		2			
経済社会開発論	3-4		2			

計 26 単位以上

専門基礎教育科目

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			卒業要件
		必修	選択	選択必修	
経営学総論	1		2		必修 2 単位 を含む 20 単位以上 (1 年次に配当 される科目を 合計 10 単位 以上修得)
基礎簿記	1		2		
マーケティング	1		2		
経営管理	1		2		
ビジネス法	1		2		
ビジネス能力検定 I	1	2			
民法	1		2		
法学総論	1		2		
経営組織	1		2		
経営戦略	1		2		
ビジネス能力検定 II	1		2		
商法	2		2		
財務会計論	2		2		
国際貿易論	2		2		
消費者行動論	2		2		
会社法	2		2		
現代雇用法	2		2		
地域産業論 I	2		2		
原価計算論	3・4		2		
国際マーケティング論	3・4		2		
地域産業論 II	3・4		2		
経営分析論	3・4		2		
地域産業論 III	3・4		2		

専門教育科目

授業科目の名称		配当年次	必修・選択の別、単位数			卒業要件
			必修	選択	選択必修	
共通	現代ビジネス概論 I	1	2			4 単位
	現代ビジネス概論 II	1	2			
ビジネス トレーニング プログラム	インターンシップ I	3			6	6 単位以上を 選択必修
	インターンシップ II	3			6	
	インターンシップ III	3			6	
	海外インターンシップ I	3			2	
	海外インターンシップ II	3			6	
	海外インターンシップ III	3			6	
	現代ビジネス演習 I	3			2	
	現代ビジネス演習 II	3			4	
情報ビジネス概論	1		2		専門科目 62 単位以上 修得	
ハードウェア概論	1		2			
ソフトウェア概論	1		2			
メディア・コミュニケーション論	1		2			
情報倫理	1		2			
プログラミング基礎	1		2			
プログラミング応用	1		2			
シミュレーション論	1		2			
シミュレーション演習	1		2			
データベース	2		2			
データベース応用	2		2			
プログラム言語基礎	2		2			
プログラム言語応用	2		2			
マルチメディア	2		2			
マルチメディア応用	2		2			
情報ネットワーク基礎	2		2			
情報ネットワーク応用	2		2			
コンピュータグラフィックス	2		2			
バーチャルリアリティ	2		2			
情報システム設計	2		2			
情報セキュリティ	2		2			
知識情報処理	3・4		2			
人工知能概論	3・4		2			

授業科目の名称	配当年次	必修・選択の別、単位数			卒業要件
		必修	選択	選択必修	
経営情報システム	3-4		2		専門科目 62 単位以上 修得
Web 構成論	3-4		2		
CG/VR 演習	3-4		2		
アルゴリズム論	3-4		2		
ネットビジネス論	3-4		2		
環境ビジネス概論	1		2		
先端技術概論	1		2		
人間環境と自然	1		2		
環境倫理	1		2		
環境とライフスタイル	1		2		
環境経済学	1		2		
生態学概論	1		2		
環境情報論	2		2		
環境社会基盤論	2		2		
環境管理論	2		2		
森林生態学	2		2		
環境政策論	2		2		
水循環論	2		2		
景観論	2		2		
地球環境と国際環境政策	2		2		
都市計画論	2		2		
コミュニティ計画論	2		2		
環境保全論	2		2		
環境技術ビジネス論	2		2		
まちづくり論	2		2		
循環型社会論	2		2		
環境アセスメント論	3-4		2		
地域環境認知論	3-4		2		
環境 NGO/NPO 論	3-4		2		
環境行動論	3-4		2		
大気循環論	3-4		2		
交通政策論	3-4		2		
エネルギー政策立案論	3-4		2		
都市環境と防災	3-4		2		
スポーツビジネス概論	1		2		
スポーツ経営学	1		2		
スポーツ社会学	1		2		
専門スポーツ実習 I(球技)	2		1		
専門スポーツ実習 II(球技)	2		1		
専門スポーツ実習 I(フィットネス)	2		1		
専門スポーツ実習 II(フィットネス)	2		1		
専門スポーツ実習 (ダンス)	2		1		
専門スポーツ実習 (レクリエーション)	2		1		
観光ビジネス論	2		2		
スポーツ心理学	2		2		
観光マーケティング論	2		2		
スポーツ指導論	3		2		
コーチング論	3		2		
ビジネス・ツーリズム論	3		2		
トレーニング論	3		2		
発達発育論	3		2		
スポーツ・ツーリズム論	3		2		
スポーツ医学	3		2		
スポーツ指導実習	4		1		
心理学研究法	1		2		
消費者心理学	1		2		
心の健康・心の病	1		2		
セルフ・コントロールの心理学	1		2		
ワークライフ・バランス	1		2		
発達心理学	2		2		
心理学基礎実験法	2		2		
カウンセリング概論	2		2		
心理学基礎実験	2		2		

授業科目の名称	配当年次	必修・選択の別、単位数			卒業要件
		必修	選択	選択必修	
思春期・青年期の発達と臨床	2		2		専門科目 62 単位以上 修得
組織心理学	2		2		
応用社会心理学	2		2		
人間関係論	2		2		
心理学研究演習	3・4		2		
行動心理学	3・4		2		
組織のメンタルヘルス	3・4		2		
産業心理学	3・4		2		
臨床心理学	3・4		2		
キャリア・コンサルティング	3・4		2		
医療保険制度	1		2		
人体構造・機能論	1		2		
臨床医学総論	1		2		
診療報酬請求演習(初級)	1		1		
病院管理論	1		2		
臨床医学Ⅰ(感染症等)	1		2		
臨床医学Ⅱ(新生物等)	1		2		
医療関連法規	1		2		
ホスピタリティ論	1		2		
診療報酬請求論	1		2		
診療報酬請求演習(中級)	1		1		
医事コンピュータ演習	2		1		
臨床医学Ⅲ(代謝、内分泌、神経等)	2		2		
臨床医学Ⅳ(感覚器、循環器、呼吸器等)	2		2		
診療報酬請求演習(上級)	2		1		
薬の基礎知識	2		2		
電子カルテ演習(基礎)	2		1		
臨床医学Ⅴ(腎尿路系、妊娠・分娩等)	2		2		
臨床医学Ⅵ(消化器、皮膚、筋骨格等)	2		2		
診療情報管理Ⅰ(法令・諸規則等)	2		2		
国際統計分類	2		2		
調剤事務演習	2		1		
メディカル総合演習	2		1		
診療情報管理Ⅱ(DPCの実務等)	3・4		2		
国際統計分類演習	3・4		1		
医療統計	3・4		2		
電子カルテ演習(応用)	3・4		1		
一般用医薬品情報学	3・4		2		
診療情報管理演習(基礎)	3・4		2		
病院実習	3・4		2		
医療統計演習	3・4		1		
医師事務作業補助演習	3・4		1		
診療情報管理演習(応用)	3・4		2		

ゼミナール

授業科目の名称		配当年次	必修・選択の別、単位数			卒業要件
			必修	選択	選択必修	
ゼミナール	教養ゼミナールⅠ	1	2			16 単位
	教養ゼミナールⅡ	1	2			
	教養ゼミナールⅢ	2	2			
	教養ゼミナールⅣ	2	2			
	専門ゼミナールⅠ	3	2			
	専門ゼミナールⅡ	3	2			
	専門ゼミナールⅢ	4	2			
	専門ゼミナールⅣ	4	2			

キャリア教育科目

授業科目の名称		配当年次	必修・選択の別、単位数			卒業要件
			必修	選択	選択必修	
関連科目	キャリアデザインⅠ	1	2			必修 4 単位を含む 14 単位以内 専門科目に算入
	キャリアデザインⅡ	1	2			
	簿記演習(基礎)	1		2		
	簿記演習(上級)	1		2		
	情報処理基本演習(基礎)	1		2		
	情報処理基本演習(発展)	1		2		
	海外語学研修(英語)	1		2		
	海外語学研修(中国語)	1		2		
	大気公害防止	1		2		
	気象予報	1		2		
	インターンシップ(導入)	2		2		
	キャリアガイダンスⅠ	2		2		
	キャリアガイダンスⅡ	3・4		2		
	教職専門科目	教育原理	1		2	
教職論		2		2		
教育心理学		2		2		
道徳教育の理論と実践		2		2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2		2		
職業指導		2		2		
教育行政学		3・4		2		
教育課程論		3・4		2		
情報科教育法Ⅰ		3・4		2		
情報科教育法Ⅱ		3・4		2		
社会科教育法Ⅰ		3・4		2		
社会科教育法Ⅱ		3・4		2		
社会科・公民科教育法Ⅰ		3・4		2		
社会科・公民科教育法Ⅱ		3・4		2		
商業科教育法Ⅰ		3・4		2		
商業科教育法Ⅱ		3・4		2		
教育方法論		3・4		2		
生徒・進路指導の理論と方法		3・4		2		
教育相談		3・4		2		
情報と職業		3・4		2		
事前・事後指導		4		1		
教育実習Ⅰ		4		2		
教育実習Ⅱ		4		2		
教職実践演習		4		2		

卒業に必要な単位数

<ul style="list-style-type: none">・教養教育科目 … 合計 26 単位以上<ul style="list-style-type: none">〔 人文科学・社会科学・自然科学 (各 2 単位以上)〔 コミュニケーション (必修科目 4 単位を含む合計 12 単位以上取得)〔 保健体育 ・専門基礎 … 20 単位以上 (必修 2 単位を含む) (1 年次に配当される科目を合計 10 単位以上修得) ・専門及び関連科目 … 62 単位以上<ul style="list-style-type: none">〔 共通 (4 単位)〔 ビジネストレーニングプログラム (6 単位以上を選択必修)〔 インターンシップ I~III (各 6 単位)〔 海外インターンシップ I~III (I : 2 単位、II・III : 各 6 単位)〔 現代ビジネス演習 (I : 2 単位、II : 4 単位)〔 関連科目 (必修 4 単位を含む 14 単位以内) ・ゼミナール … 16 単位 ・教職に関する科目 … 卒業要件に算入されず
合計 124 単位以上修得

別表2 経営専門職学科 授業科目一覧
一般・基礎科目

授業科目の名称		配当年次	単位数		卒業要件
			必修	選択	
教養教育科目	地理学	1		2	4単位以上
	経済学	1		2	
	心理学	1		2	
	倫理学	1		2	
	文化人類学	1		2	
	社会学	1		2	
	政治学	1		2	
	情報入門	1		2	
	物理学	1		2	
	数学入門Ⅰ	1		2	
	数学入門Ⅱ	1		2	
	化学	1		2	
	コミュニケーション	プレゼンテーション技法	1		
イングリッシュコミュニケーションⅠ		1		2	
イングリッシュコミュニケーションⅡ		1		2	
オーラルイングリッシュⅠ		1		1	
オーラルイングリッシュⅡ		1		1	
中国語会話Ⅰ		1		1	
中国語会話Ⅱ		1		1	
中国語会話Ⅲ		2		1	
中国語会話Ⅳ	2		1		
キャリア教育	海外語学研修(英語)	1		2	
	海外語学研修(中国語)	1		2	
	キャリアデザインⅠ	1	2		
	キャリアデザインⅡ	2	2		
	キャリアデザインⅢ	3	2		
ゼミナール	基礎ゼミナールⅠ	1	2		
	基礎ゼミナールⅡ	1	2		
	基礎ゼミナールⅢ	2	2		
	基礎ゼミナールⅣ	2	2		

計20単位以上

職業専門科目

授業科目の名称		配当年次	単位数		卒業要件	
			必修	選択		
専門基礎教育科目	経営学総論	1	2		必修10単位を含む 12単位以上	
	簿記	1	2			
	統計学基礎	1	2			
	マーケティング	1		2		
	会社法	1		2		
	経営管理論	1	2			
	ファイナンス	1	2			
	地域経済論	1		2		
	ビジネスエコノミクス	1		2		
専門教育科目	デジタルデータ系	データベース	1		2	必修40単位を含む 48単位以上 ただし、以下の3科目の中から2単位以上を含むものとする 「人工知能とIoTの活用のイノベーション」、「ソーシャルイノベーション」、「サービスイノベーション」
		ビジネス情報処理実習	1	2		
		統計処理とデータマイニングⅠ（定量）	1	2		
		統計処理とデータマイニングⅡ（定性）	1		2	
		データベース実習	2	2		
		デジタルデータ活用	2	2		
		データサイエンス実習	2	2		
		ビッグデータの活用	2		2	
		人工知能とIoT	2		2	
		統計調査実習	2	2		
		人工知能とIoT活用のイノベーション	4		2	
	事業実践系	事業概論	1	2		
		事業データ概論	1	2		
		共創・フューチャーセンター	1	2		
		企業調査実習	2	2		
		事業計画と資金調達	2	2		
		事業採算分析	2		2	
		プロジェクト実習	2	2		
		事業の調査と分析	2	2		
		事業共創	2	2		
		商品開発実践	2		2	
		事業計画実践	2		2	
		事業価値算定	2		2	
		事業改善実習	3	2		
		社会共創実習	3	2		
	ソーシャルイノベーション	4		2		
	サービスイノベーション	4		2		
ゼミナール	専門ゼミナールⅠ	3	2			
	専門ゼミナールⅡ	3	2			
	専門ゼミナールⅢ	4	2			
	専門ゼミナールⅣ	4	2			
臨地習実務実	インターンシップ	2	2		20単位	
	長期インターンシップⅠ	3	6			
	長期インターンシップⅡ	3	6			
	長期インターンシップⅢ	3	6			

計80単位以上

展開科目

授業科目の名称	配当年次	単位数		卒業要件
		必修	選択	
地域文化とまちづくり	1	2		必修8単位を含む 20単位以上
ダイバーシティと女性活躍推進	1		2	
観光地域開発	1	2		
モラルと共感の心理学	1		2	
地域スポーツコミッション	1		2	
地域連携論	2	2		
地域公共政策	2		2	
ワークライフバランスとワーケーション	2		2	
コミュニティ心理学	2	2		
共生社会福祉	2		2	
ヘルスケアマネジメント	2		2	
環境生態学	3		2	
人材育成と組織開発	3		2	

総合科目

授業科目の名称	配当年次	単位数		卒業要件
		必修	選択	
事業価値創造実習Ⅰ	4	2		4単位
事業価値創造実習Ⅱ	4	2		

【卒業に必要な単位数】

次により、必修科目96単位、選択科目28単位以上を修得すること。

一般・基礎科目20単位以上

教養教育科目から4単位以上

コミュニケーション・キャリア教育科目・ゼミナールから16単位以上

職業専門科目80単位以上

専門基礎教育科目から12単位以上

専門教育科目から48単位以上

ただし、以下の3科目の中から2単位以上を含むものとする

「人工知能とIoTの活用イノベーション」、「ソーシャルイノベーション」、

「サービスイノベーション」

臨地実務実習から20単位

展開科目20単位以上

総合科目4単位

履修科目の登録の上限：22単位（半期）（休暇中に実施されるインターンシップ、海外語学研修は除く）

名古屋産業大学 教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋産業大学学則(以下学則という。)第13条に基づき教授会に関し、必要な事項を定める。

(会議の成立)

第2条 会議は、校務出張又は休職中の者を除いた構成員の三分の二以上の出席により成立する。

(所掌事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、学位の授与

(2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要であると学長がさだめるもの

2 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する学則第12条4項に定められた事項について審議し、意見を述べることができる。

(1) 教育課程及び履修方法に関すること。

(2) 学生の留学、休学、復学、退学、転学及び除籍に関すること。

(3) 学生の試験に関すること。

(4) 学生の厚生補導及び賞罰に関すること。

(5) 教員の人事及び非常勤講師委嘱に関すること。

(6) その他学部の教学に関すること。

(組織)

第4条 教授会は、学長及び学部所属の教授をもって組織する。

2 教授会には、原則として准教授、常勤の講師及び助教を加える。

(議決)

第5条 議決は出席構成員の過半数で決する。

ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議)

第6条 学部長は次の場合に会議を招集する。

(1) 毎月1回の定例会

(2) 構成員の三分の一以上から会議開催の要求があるとき

(3) その他 学部長が必要と認めるとき

(議長)

第7条 会議の議長は、学長または学長から指名された者とする。

(会議の記録)

第8条 教授会の決議事項並びに協議及び報告事項は、記録して保管する。

(会議の非公開)

第9条 教授会は、原則として非公開とする。

(事務局長の出席)

第10条 教授会に大学事務局長を出席させることができる。ただし、決議にはあ
ずからない。

(理事長の出席)

第11条 教授会に菊武学園理事長が出席し意見を述べることができる。ただし、
決議にはあずからない。

(学園理事会の承認)

第12条 教授会が決議した事項で、予め定められた以外の学校収支等に関わる運
営が生じる場合は、実施にあたり菊武学園理事会の承認を要する。

(書記)

第13条 教授会に書記を置き、本学事務局職員をもって充て、記録その他の事務
を行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て行う。

附則 本規程は平成12年4月1日から施行する。

附則 本規程は平成15年4月1日から施行する。(議長の変更等に伴い改正)

附則 本規程は平成18年4月1日から施行する。(議長の変更等に伴う改正)

附則 本規程は平成20年4月1日から施行する。

附則 本規程は平成21年4月1日から施行する。

附則 本規程は平成22年4月1日から施行する。(議長の変更に伴う修正)

附則 本規程は平成23年4月1日から施行する。

附則 本規程は平成27年4月1日から施行する。

附則 本規程は平成28年4月1日から施行する。